

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第22号

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例

卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務規程に定める事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法 <u>(委託手数料に関する事項にあっては、規則で定めるもの)</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>第14条 削除</p>	<p>(業務規程に定める事項)</p> <p>第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p><u>(委託手数料以外の報償の收受の禁止)</u></p> <p>第14条 <u>卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。